

下請法 參考資料

平成31年3月15日
内閣府 規制改革推進室

下請支払遅延等防止法（下請法）の概要

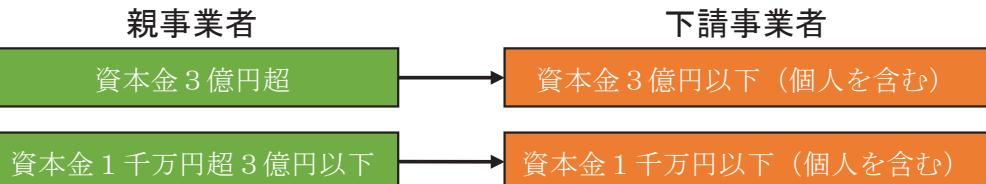
1. 目的

- ・下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

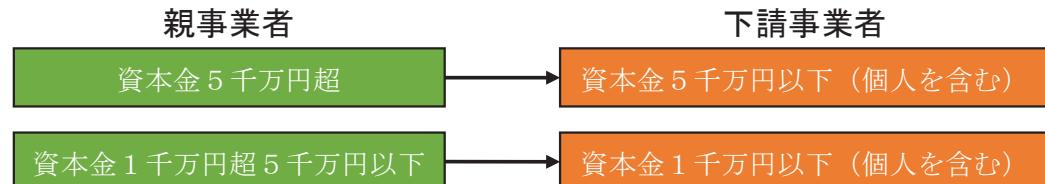
2. 親事業者、下請事業者の定義

- ・下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

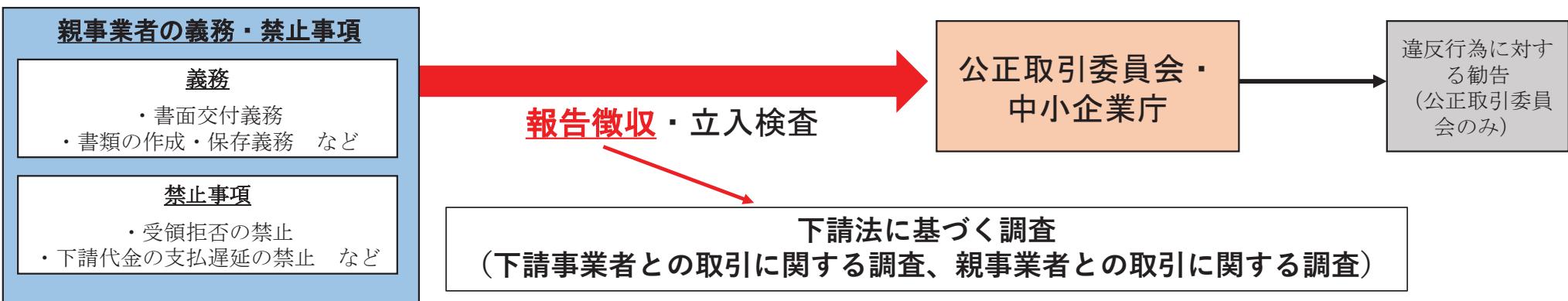
(1) 物品の製造・修理委託及び情報成果物（プログラム）・
役務提供（運送、情報処理など）委託を行う場合



(2) (1) 以外の情報成果物・役務提供委託を行う場合



3. 下請法に基づく調査



下請法に基づく調査について

1. 概要

- 公正取引委員会は下請取引の公正化という観点から、中小企業庁は下請事業者の利益を保護するという観点から、毎年調査を実施。
- 親事業者に対しては、「下請事業者との取引に関する調査」、下請事業者に対しては、「親事業者との取引に関する調査」を実施。調査に回答しない場合、虚偽的回答をした場合には罰則あり（50万円以下の罰金）。
- 抽出調査となっており、調査対象者数は親事業者：104,620名（公正取引委員会：60,000名、中小企業庁：44,620名）、下請事業者：374,927名（公正取引委員会：300,000名、中小企業庁：74,927名）（平成29年度）。

（ご参考）下請代金支払遅延等防止法

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

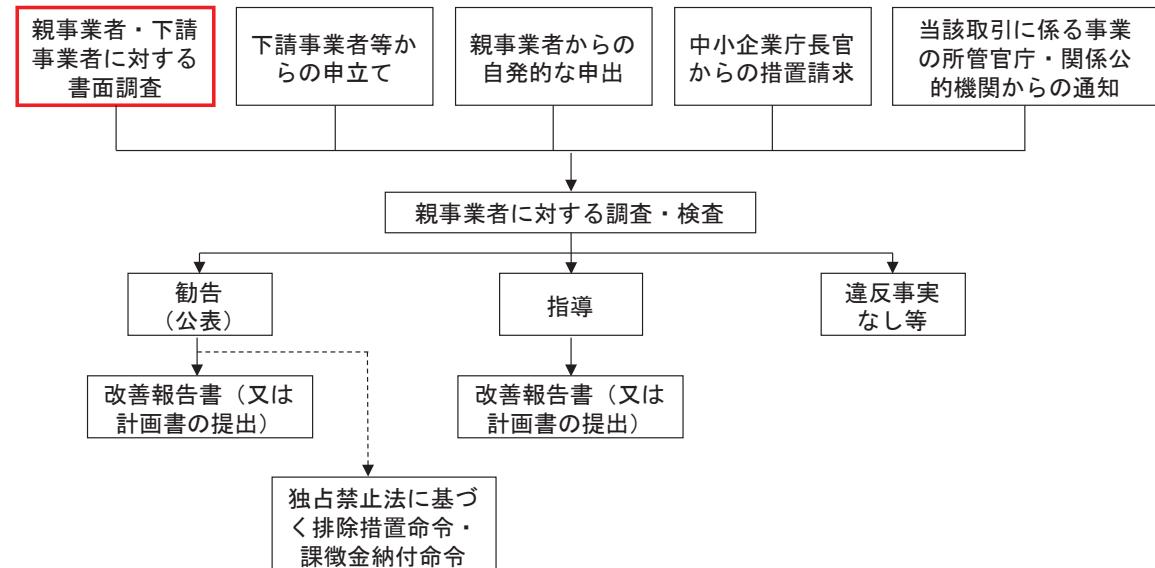
2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 （略）

第十一條 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2. 調査結果の活用

- 調査によって、親事業者の義務・禁止事項に違反する事実が発覚した場合、公正取引委員会は事業者に対して、勧告や指導を行うことができる。
- 勧告件数：9件、指導件数：6,752件（平成29年度）



(ご参考) 事業者からの要望①

【経済団体の意見に対する各省からの回答（第1回行政手続部会（平成30年10月17日）資料）】

団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
日本経済団体連合会	<p>3. 本分野の対象外である「情報提供に対する協力」のコスト削減<デジタルファースト><ワンストップ></p> <p>○ 下請事業者との取引に関する調査手続 ⇒ ① 前年からの設問の変更点を明示するとともに、変更点のみの記載を認めること ② 電子ファイルでの提出を可能とすること ③ 法人番号の活用により、回答企業や下請事業者に関する基本情報の記載を省略すること 等</p>	<p>下請事業者との取引に関する調査（以下、調査）は、下請代金支払遅延等防止法に基づき実施しているものであり、同法違反行為を発見するための重要な端緒となっているほか、調査を通じて同法の順守状況を点検することで、問題点を洗い出し、下請取引を適正な状態に導くことができる。</p> <p>（意見の内容①について） 調査に関する設問の回答については、用紙版でも電子版でも、設問全体を通じて下請取引の状況を把握することが必要である。設問の変更点のみの記載では、設問全体を通じて確認できる自主的な点検を省略してしまうことにもなり、自社の取引内容や支払方法等に変更が生じていた場合、それに気付かず回答してしまう懸念もある。設問全体を確認することで、結果的に例年と同じ回答選択肢を選んだとしても、自社において取引内容・方法に変更がないことの確認、又は変更が生じていた場合の法令順守状況の確認・見直しに役立つことになる。</p> <p>（意見の内容②について） 公正取引委員会では、従来、公正取引委員会オンライン共通受付システムを活用して調査を電子ファイルで提出することも可能としていたところ、利用率が低迷しており、費用対効果が見合わないとの会計検査院の意見表示等を受け、平成21年度末をもって同システムを停止している。なお、現在の調査では、主たる回答欄はマーク方式としているほか、回答用紙をウェブサイトに掲載することにより電子ファイルでの回答作成を可能とするなど、事業者向けの回答負担軽減を図っている。 中小企業庁では、用紙版による提出のほか、平成30年度から下請事業者との取引に関するWeb調査（電子版）も導入しており、提出期限を設けて電子ファイルでの提出が可能となっている。</p> <p>公正取引委員会及び中小企業庁は、ウェブサイトを介した調査の提出方法の利用状況を点検しつゝ引き続き、調査の対象となる事業者に対する利便性の向上に努める。</p> <p>（意見の内容③について） 会社の概要など、いわゆる基本情報では、正しい情報を記入又は入力することで適正な調査を確保できる。ただ、現実問題としては調査の回答によっては誤記も少なからず見受けられるところ、基本情報の記載を省略した中で法人番号に誤記があった場合、突合が不能となり、調査で必要な情報が全く入手できなくなるため、記載事項の省略は適当でないことをご理解いただきたい。 なお、回答企業の基本情報のうち既に把握しているもの（郵便番号、所在地、事業者名、資本金額）については調査票にプレプリントしている。</p>	公正取引委員会 中小企業庁

(ご参考) 事業者からの要望②

【「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果（事業者ニーズの把握関係）（第7回行政手続部会（平成28年12月20日）資料）】

事項名	意見内容	事業段階	提出者
下請事業者との取引に関する調査手続	<ul style="list-style-type: none">・前年からの設問の変更点を明示することを要望する（下請法調査事務局へ問い合わせをしたが対応されず）。変更点が把握できていると調査を効率良く進めることができるため。・対象取引の対象期間を年度にすることを要望する。・書面調査時のカバーレターの省略、【企業番号】の活用、変更点のみ記載とすることを要望する・回答選択肢は最小限の分かりやすい表現とすることを要望する。・下請事業者一覧は【法人番号】を記入することを要望する。・回答票等のエクセルフォーマットの不具合の改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表

(ご参考) 下請事業者との取引に関する調査 調査票
(公正取引委員会)

II 下請事業者との取引に関する調査票

1 回答は、同封の「回答用紙」又はウェブサイト掲載の「回答用紙」に記入し、「回答用紙」を返信用封筒を用いて提出してください。

2 この調査は、下請法第9条第1項の規定に基づいて貴社に報告を求めるものであり、貴社が下請法の適用を受ける親事業者に該当するにもかかわらず報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、下請法第11条の規定により50万円以下の罰金に処せられことがあります。

第1 貴社の概要

貴社の情報を記入してください。

H29.6～H30.5 の間に貴社が行った下請法の適用を受けた下請取引の有無を記入してください。

廃業・解散等により事業活動を終了した場合は、こちらに情報を記入してください。

第2 下請取引の状況

下請法の適用を受ける下請取引を行っている貴社の事業所がある場合、事業所ごとに回答用紙を作成してください。

第1 貴社の概要 (回答作成日 平成30年 7月 3日時点)		記入例	
代表者 (役職・氏名)	代表取締役 公取 一郎	資本金	10,000 万円 決算期 3月期
主たる事業内容	行政文書の作成	直近決算期の売上高	30,000 百万円 (平成 29 年度)
回答作成担当者	部署 法務部 会員 法務Gリーダー 姓 名 公取 二郎		こうとり じろう
TEL	XXX-XXXX-XXXX	FAX	YYY-YYYY-YYYY
E-Mail	XYZ@aaa.co.jp		
下請取引の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 必ず回答してください。	取引のあった下請事業者の数	200 社
	(回答用紙に記入する場合は、下記の記入欄に記入してください。)		
① 廉価・休業している	<input type="checkbox"/>	その時期	平成 30 年 2 月
② 破産手続開始決定を受けている	<input type="checkbox"/>		
③ 解散・清算している	<input type="checkbox"/>		
【③を選択し、その基準が吸収合併の場合には、以下のア～エについても記入してください。】			
ア 存続会社の名称 (存続会社が商号変更している場合は、旧社名も併記してください。)	存続会社名 公正取引委員会株式会社 (旧社名 株式会社公正取引)		
イ 存続会社の所在地	東京都○○区△△1-1-1 □□□ビル12階		
ウ 存続会社の資本金	20,000 万円 吸収合併の年月 平成 30 年 2 月		

記入例

直近決算期の売上高を記入してください。

下請取引がある場合、取引のあった下請事業者の数を記入してください。

(複数の事業所で下請取引を行っている場合は、重複を除く下請事業者数)

下請事業者との取引内容について、「回答用紙」の該当する「○」を黒く塗りつぶし、主な品目、内容を記入してください。

(I) 下請事業者への発注を行っている貴社の事業所について、概要を記入してください。

貴社の事業所名	○○事業所		
事業所所在地	神奈川県△△市□□2-3-4		
回答作成担当者	部署 営業部 会員 営業課長 ふりがな とりひき ほなこ 姓 名 取引 花子	TEL	AAA-AAAA-AAAA FAX BBB-BBBB-BBBB E-Mail aaa@bbb.co.jp

(II) 貴社と下請事業者との下請取引の内容 (下請事業者への発注内容)について記入してください。

下請取引の内容	下請取引の主な品目・内容
<input type="radio"/> 製造委託	
<input type="radio"/> 修理委託	
<input checked="" type="radio"/> 情報収集物作成委託	ポスター・デザインの作成
<input type="radio"/> 役務提供委託	

貴社が調査対象期間(平成29年6月から平成30年5月まで)に発注した下請取引の状況について、次ページ以降の各設問に回答してください。選択肢の中から回答を選ぶ際、「回答用紙」の該当する選択肢の「○」を黒く塗りつぶしてください。本設問においては、下請法を遵守するためのキーワードに下線を付して表記していますので、貴社の自己チェック用としても御活用ください。

○ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく教示

この处分について不服がある場合は、この处分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。ただし、この处分についての審査請求は、この处分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この处分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもすることはできなくなります。

○ 行政事件訴訟法(昭和74年法律第139号)第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、この処分があつたことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があつたことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

設問 1

下請事業者に対する発注方法について

△ 親事業者は、下請事業者への発注に際して、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面(注文書、契約書等の発注書面、電子メール等の電磁的記録によるものも含みます。)を直ちに交付する義務があります。

取引条件について支払方法等の基本的事項が一定している場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ交付しておけば、必ずしも個々の発注書面にこれらの事項全てを記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に基本的事項を記載した書面との関連性を記載する必要があります(発注書面に記載する関連性の例:「支払方法、支払条件等は、平成●●年●●月●●日付け『支払方法等について』によります。」)。

必要記載事項を記載した書面を交付しなかったときは、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります(下請法第10条第1号、第12条)。

△ 下請事業者に対する発注に際して、発注書面(一定期間内における製造委託、役務提供等を委託する際に締結する契約書等)を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
(又は受領(提供)後に交付したことがある)
- ③ 交付していない

⇒設問2へ

△ 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面(契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。)を交付(又は締結)している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

△ 下請事業者に交付した発注書面(イの「あらかじめ別に取引条件を記載した書面」を含みます。)には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。
〔該当するもの全てを選択〕

- ① 自社及び下請事業者の名称
(番号、記号等による記載も可)
- ② 発注年月日
- ③ 発注内容
- ④ 受領する日(役務の場合、提供される日又は期間)
- ⑤ 受領する場所(役務の場合、提供される場所)
- ⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日(検査期間)
- ⑦ 下請代金の額(単価、算定方法)
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 支払方法
(手形交付の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等)

△ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

⇒設問2へ

△ エに記載の書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかった
(又は交付しなかったことがある)

設問2 下請取引に関する書類等の保存について

△ 親事業者は、下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存する義務があります。

△ 下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存しなかった場合は、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第2号、第12条）。

ア 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年以上保存していますか。

- ① 保存している
- ② 保存していない
(又は保存していない場合がある)

設問3 下請代金の支払について

△ 親事業者は、下請事業者の給付内容について受入検査を行うか否かを問わず、給付を受領した日（役務提供委託の場合は下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金を全額支払う義務があります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、平成28年12月14日、下請代金の支払について、以下のような取組を進めることが関係事業者団体及び親事業者に対して要請しました。
① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。
詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_2.html」を御覧ください。

ア 貴社の下請代金の支払方法はどのような方法ですか。【該当するもの全てを選択し調査対象期間全体の金額ベースでの割合を記入】

- ① 現金払（金融機関振込みを含む）(%)
- ② 手形払 (%)
- ③ その他（一括決済方式、電子記録債権等）(%)

イ 締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。

- ① 採用している
- ② 採用していない

ウ 【記入例】を参考に、下請取引に適用している支払制度を平成30年5月の締切日を基準に記入してください（5月に下請事業者から納入（提供）がない場合、他の月の締切日を基準に記入してください。）。

① 締切制度を採用していない場合、「締切日（A）」を「給付を受領した日（A）」又は「役務提供があった日（A）」、「支払日（B）」を「実際に支払った日（B）」と読み替えて記入してください。
② 支払制度が二通り以上ある場合（例：月中締めと月末締めの二通りある、翌月払と翌々月払の二通りあるなど）、（A）から（B）までの期間が最も長い支払制度を一つ記入してください。

【記入例】			
締切日（A）	支払日（B）	(A)から(B)までの期間	
		手形満期日（手形期間）又は債権決済日	注1
5月31日	現金支払（振込）日 6月20日	現 金 20日	注2
	手 形 交 付 日 6月30日	手 形 30日	注3
	一 括 決 済 方 式 月 日	一 括 決 済 方 式 月 日	
	電 子 記 錄 債 権 月 日	電 子 記 錄 債 権 月 日	

注1：「一括決済方式」の「支払日（B）」は、下請事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることが可能となる日、「電子記録債権」の「支払日（B）」は、下請事業者が下請代金の支払を受けることが可能となる日を記入してください。

注2：「手形満期日又は債権決済日」は、手形満期日、債権決済日までの期間が複数ある場合、最も遅く到来する手形満期日、債権決済日を記入してください。

注3：「手形期間」は、手形交付日の翌日から手形満期日までの日数を記入してください。

エ 下請事業者の給付について受入検査を行っている場合、受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。

オ どのような基準で下請代金を支払っていますか。【該当するもの全てを選択】

① 受入検査を行っており、検査に要した最長期間は、〇〇日間である（※即日検査完了の場合は〇日間と記入してください。）
② 受入検査を行っていない

① 締切日までに受領した（提供された）ものについて締切日を基準に支払っている
② 受入検査に合格したものについて受領（提供）日を基準に支払っている
③ 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている
④ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている
⑤ 手形払から現金払に変更した際は、従来の手形満期日に現金で支払っている
⑥ 締切日までに請求書が提出されたものについて締切日を基準に支払っている
⑦ その他（具体的に：）

カ 貴社の支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。【該当するもの全てを選択】

※ 下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、②には該当しません。

キ 貴社の支払方法に手形払がある場合、手形払を現金払に変更する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。

① 支払日より後に支払ったことはない
② 支払日が金融機関の休業日だったため（※）
③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため
④ 貴社の事務処理が遅れたため
⑤ 貴社の受入検査に時間を要したため
⑥ その他（具体的に：）

① 現金払に変更する予定である
② 現金払に変更しないが手形サイトを短縮する予定である（手形期間を何日にする予定か記入してください。）
③ 現金払に変更及び手形サイト短縮の予定はない
④ 手形払はない

設問4 下請代金の額の決定について

△ 親事業者が、下請事業者の給付内容と同種・類似の給付に対して通常支払われる対価と比べて、著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

ア 下請代金の額（又は単価）の決定（改定を含みます。）に際して、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定しましたか。【該当するもの全てを選択】

① 下請事業者と十分に協議を行い決定した
② 下請事業者から提出を受けた見積書を基に決定した
③ 貴社の予算単価を基準にして一方的に決定した
④ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した
⑤ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた
⑥ 知的財産権を譲渡されることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、当該知的財産権の対価について一方的に通常の対価を大幅に下回る価格に決定した
⑦ その他（具体的に：）

① 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

② 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

③ 下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

④ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた受領日までの期間を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

⑤ 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

⑥ 下請代金の額（又は単価）について、消費税相当分（8%）の全額を上乗せした金額にしていますか。

※ 発注書面に本体価格の額（消費税抜きの額）を記載して発注し、支払時に当該額に消費税相当分を加えて支払っている場合も、「①」を選択してください。

- ① 見直した
- ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）
- ③ 見直していない（又は見直さなかつたことがある）
- ④ 左記のような事例はない

- ① 見直した
- ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）
- ③ 見直していない（又は見直さなかつたことがある）
- ④ 左記のような事例はない

- ① 見直した
- ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）
- ③ 見直していない（又は見直さなかつたことがある）
- ④ 左記のような事例はない

- ① 見直した
- ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）
- ③ 見直していない（又は見直さなかつたことがある）
- ④ 左記のような事例はない

- ① 見直した
- ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）
- ③ 見直していない（又は見直さなかつたことがある）
- ④ 左記のような事例はない

- ① している（※）
- ② していない（又はしなかつたことがある）

設問5 下請代金の減額について

下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、親事業者が発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者に責任がない場合には、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

① 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記ウ又はエに該当する場合を除く。）。

- ① ある
- ② ない

① 下請代金から消費税相当分の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがありますか。

② 支払制度が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。

③ 支払制度が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない

① ある（手形期間____日、減額率____%、貴社の短期調達金利____%【調達金利の年率】）

- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

- ① ある
- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

※ 貴社が負担する実費を超えた振込手数料を差し引いていた場合には、書面の合意があつても「①」を選択してください。

④ 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

設問6 経済上の利益の提供要請について

△ 親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

① 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

② 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

※ 貴社が発注する役務提供委託（例えば、イベントを主催する事業者がイベントに関して委託を行う場合）は含みません。

③ △又はイで「① ある」を選択した場合、下請代金の額に消費税相当分（8%）を上乗せする代わりに、その提供（金銭、役務等）を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

④ 下請事業者に対して、知的財産権や発注内容にない設計図等の無償譲渡など、経済上の利益の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

⑤ 下請事業者に対して、知的財産権の発生する委託を行い、作成の目的たる使用の範囲を超えて、知的財産権の譲渡・利用許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。

- ① 支払った
- ② 支払っていない（又は支払わなかつたことがある）
- ③ 左記のような事例はない ➔設問7へ

カ 下請事業者に対して、知的財産権の発生する委託を行い、作成の目的たる使用的範囲を超えて、知的財産権の譲渡・利用許諾を受けたことがある場合、発注書面に知的財産権の譲渡・利用許諾に関する記載をしましたか。

- ① 記載した
② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)

設問 7 物の購入要請・サービスの利用要請について

△ 下請事業者に発注した給付の内容を維持するため等の正当な理由がある場合を除き、親事業者が自己の指定する物を購入させたり、サービスを利用させたりすることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。）。

ア 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。

- ① ある
② ない ⇒設問 8へ

イ **ア**で「① ある」を選択した場合、下請代金の額に消費税相当分（8%）を上乗せする代わりに、その要請に応じてもらったことがありますか。

- ① ある
② ない

設問 8 発注内容の変更・やり直しについて

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者から給付を受領する前（下請事業者が役務を提供する前）に、発注書面に記載した委託内容を変更（発注を取り消す場合も含みます。）し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせたり、下請事業者から給付を受領した後（下請事業者が役務を提供了後）に、給付に関して追加的な作業を行わせたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更（発注を取り消す場合も含みます。）して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

イ 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問 9～12 は回答不要です。

設問 13（12 ページ）に進んでください。

- ① 負担した
② 負担していない
③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
④ 左記のような事例はない

- ① 負担した
② 負担していない
③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
④ 左記のような事例はない

設問 9 物品又は情報成果物の受領について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者の給付の受領を拒むことは禁止されています。
「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定めた受領日に受け取らないことであり、受領日を延期することや発注を取り消すことにより受け取らない場合も受領を拒むことに含まれます。

ア 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

- ① ある
② ない

設問 10 返品について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取らせることは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。

- ① ある
② ない

設問 11 有償支給原材料等の対価の早期決済について

△ 親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」といいます。）を有償で支給している場合、下請事業者に責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除（相殺）し又は支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。

- ① ある
② ない
③ 原材料等を有償で支給したことはない

設問 12 型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

△ 金型を製造委託する場合にも、発注書面の交付義務、下請代金の支払遅延の禁止等の下請法の規定が適用されます。

ア 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。

- ① ある
② ない ⇒設問 13へ

❶ **金型**の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。

※ 下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。

❷ **金型**の製造を委託して、金型の設計図面を下請事業者から譲り受けたことがある場合、当該設計図面の対価を支払いましたか。

❸ **型・治具**を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

❹ 下請事業者に貸与した型・治具を回収していない（回収しなかったことがある）場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

- ① 支払った
- ② 支払っていない
(又は支払わなかったことがある)
- ③ 金型の製造委託なし ⇒**設問12-エ**

- ① 支払った
- ② 支払っていない
(又は支払わなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

- ① 回収した ⇒**設問13**
- ② 回収していない
(又は回収しなかったことがある)
- ③ 型・治具を貸与したことない ⇒**設問13**
(又は調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない)

- ① 負担した
- ② 負担していない
(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)

設問13 報復措置について

▲ 親事業者は、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

ア 下請事業者が貴社の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしたことありますか。

- ① ある
- ② ない

設問14 自由記載について

▲ 設問に対する回答の補足等がある場合は、その内容を記載した書面（様式自由）を作成し、「別紙」として回答用紙とともに提出してください。なお、「別紙」を提出する場合は、回答用紙の回答欄の「別紙あり」を塗りつぶしてください（「別紙」がない場合は、設問14に対する回答は不要です。）。

※ 下請法違反行為の自発的申出について（本調査の回答には同封しないでください。）

公正取引委員会では、下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて公表しています。詳細は、公正取引委員会のウェブサイト「https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html」を御覧ください。

この自発的申出を行う際には、自発的申出書を作成し、本調査の回答とは別に「下請取引調査室企画調整係」宛に提出してください。なお、申出書の様式は自由ですが、主に、①貴社の概要、②申出の経緯、③下請取引の内容、④自認する違反行為の内容、⑤違反行為取りやめの状況、⑥不利益回復措置の状況、⑦再発防止策の状況を記載し、社印又は代表者印を押して、説明資料を添付の上で御提出ください。御不明な点があれば下請取引調査室まで御連絡ください。

下請事業者名簿(様式)

二重線で囲まれた箇所も忘れずに記入してください。
名簿が複数枚になる場合は、全てのページに記入をお願いします。

貴社の名称

事業所名(事業所ごとに提出される場合は事業所名を記入)

(作成日： 平成 年 月 日)

※ 整理番号は、送付した回答用紙の左上に印字されています。



整理番号： - - -

番号	下請事業者名 ※正確な名称を記入してください。	資本金 (万円) ※個人の場合は「個人」と記入	郵便番号	所在地(住所) ※作成日時点の情報を記入してください。	電話番号 (代表番号)	下請事業者への委託業務	
						取引の種類	委託している業務の内容
1						製・修・情・役	
2						製・修・情・役	
3						製・修・情・役	
4						製・修・情・役	
5						製・修・情・役	
6						製・修・情・役	
7						製・修・情・役	
8						製・修・情・役	
9						製・修・情・役	
10						製・修・情・役	
11						製・修・情・役	
12						製・修・情・役	
13						製・修・情・役	
14						製・修・情・役	
15						製・修・情・役	
16						製・修・情・役	
17						製・修・情・役	
18						製・修・情・役	
19						製・修・情・役	
20						製・修・情・役	

※ ページ数を記入してください →

/ ページ

注1:調査対象期間(平成29年6月から平成30年5月まで)に複数回の取引があった下請事業者について取引額の大きい順に記入してください。

注2:建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の事業者に委託することは下請法の対象にはならないため記入は不要です。

注3:下請事業者数が200社(個人事業者を含む)を超える場合、取引額上位200社を記入してください。

注4:作成に際しては、送付した「下請事業者名簿の作成について」を御参照ください。